

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	菱刈地区 (大山口、山田、五色、新川、新拓、楠本、千鳥、徳辺上、小路、桜馬場、徳辺下、下馬場、共進、前目上、前目中、前目下、前目宇都、上内之宮、内之宮、前目麓、麓後、新町、停車場、本町、下名、下手仁王、下手風呂元、下手仲間、下手浜場、下手前目、下手須川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻のほか、ネギやゴボウなどの露地野菜も多く栽培されている。農業者の平均年齢は68歳と高齢化が進んでいるが、地域内の後継者が少なく、将来の担い手不足による遊休農地化が懸念されている。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:348人(うち50歳以下30人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)8経営体

## (2) 地域における農業の将来の在り方

将来における耕作放棄地の解消のため、中心経営体への農地の集積や集約を進めつつ、地域全体が新規就農者の確保・育成に取り組んでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	571 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	499 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では基盤整備事業について取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家について、地域を担う経営体として育成・支援していく。 高齢農家の意向を把握し、新規就農者など規模拡大を図る経営体へ計画的に集積していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社の受委託事業を活用し、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--